

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	外部講師等に係る源泉徴収事務及び不動産の使用料等の支払いに係る法定調書作成事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県は、職員以外の外部講師等に係る源泉徴収事務及び不動産の使用料等の支払いに係る法定調書作成事務において、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県知事

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	外部講師等に係る源泉徴収事務及び不動産の使用料等の支払いに係る法定調書作成事務
②事務の概要	職員以外の外部講師等に対する報酬等の支払い、又は不動産の使用料等の支払いについて、法定調書(源泉徴収票、支払調書)及び給与支払報告書を作成し、税務署又は市町村への提出と本人への交付事務を実施する。
③システムの名称	福島県給与データ入出力システム サブシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
法定調書等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福島県総務部職員業務課
②所属長の役職名	職員業務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島県総務部文書法務課 住所:福島県福島市杉妻町2-16 電話:024-521-7083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県総務部職員業務課 住所:福島県福島市杉妻町2-16 電話:024-521-7972
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年 12 月 18 日デジタル庁)に従い、本人からの直接マイナンバーを取得し、記載されたマイナンバーの真正性確認を行うよう各所属に通知している。また、所属から提出されるデータについては、ツールからの出力時に暗号化する機能を搭載しており、データの編集・加工が出来ないようにしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本事務に用いるツールは、情報ネットワークに接続しないAccessツールであり、ツールへのアクセス状況を記録している(アクセスした職員のID及びアクセスしたPCのIPアドレス等)。その上で、当該記録の分析を定期的に行い、事務担当者以外のログインがないことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	時点修正
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か	項目なし	十分である	事後	
	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	項目なし	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年 12 月 18 日デジタル庁)に従い、本人からの直接マイナンバーを取得し、記載されたマイナンバーの真正性確認を行うよう各所属に通知している。また、所属から提出されるデータについては、ツールからの出力時に暗号化する機能を搭載しており、データの編集・加工が出来ないようにしている。	事後	
	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	十分である	事後	
	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	項目なし	本事務に用いるツールは、情報ネットワークに接続しないAccessツールであり、ツールへのアクセス状況を記録している(アクセスした職員のID及びアクセスしたPCのIPアドレス等)。その上で、当該記録の分析を定期的に行い、事務担当者以外のログインがないことを確認している。	事後	